

京都市森林文化交流センター条例を廃止する条例（令和4年12月13日京都市条例第23号）（産業観光局農林振興室林業振興課）

京都市森林文化交流センターは、本市における林業及び木材製造業等の振興並びに山村の活性化に資するため、森林文化（森林を保全するとともにこれを有効に利用していくための技術及び制度並びにこれらを基礎とした生活様式をいう。）に対する市民の理解を深める等の活動の用に供するための施設として設置していますが、余暇における活動の多様化等の社会経済情勢の変化により利用状況が低迷していることから、その設置の必要性及び効果が低下しているため、これを廃止することとしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市森林文化交流センター条例を廃止する条例を公布する。

令和4年12月13日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 23 号

京都市森林文化交流センター条例を廃止する条例

京都市森林文化交流センター条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1産業・消費生活関連施設の項中「、森林文化交流センター」を削る。

(産業観光局農林振興室林業振興課)